

「八尾市公害防止条例」の 改正について

 八尾市経済環境部環境保全課

目次

- 1 条例改正の概要と目的・構成
- 2 市、事業者の責務及び市民の役割等
- 3 有害物質、規制基準
- 4 規制基準に関するその他の事項
- 5 環境の保全と創造に関する協定
- 6 都市生活型公害、地球温暖化の防止
- 7 環境影響評価

1-1 条例改正の概要

「八尾市公害防止条例」（以下「旧市条例」とします。）とは・・・

- 公害に対する未然防止を図り、市民の生活環境を保全するために、昭和54年に制定（昭和55年4月1日施行）され、これまで特定工場等の許可制度やカラオケ規制など、その運用により一定の成果を上げてまいりました。

旧市条例改正の理由・目的

- ① 公害関係法令、大阪府生活環境の保全等に関する条例（以下「府条例」とします。）に基づく規制制度と旧市条例の規制制度との関係の整理
- ② 八尾市の公害苦情の現状等を踏まえた中核市移行にあたっての今後の公害（環境）行政のあり方の検討
- ③ 近年の産業型公害から都市生活型公害への変遷、地球温暖化を始めとした地球環境問題等を踏まえた、市民、事業者、行政のパートナーシップによる公害発生の未然防止や地球温暖化対策の推進
- ④ 環境影響評価のあり方の検討

旧市条例を全部改正し、新たに「八尾市生活環境の保全と創造に関する条例」（以下「新市条例」とします。）を平成30年10月1日に施行しました（同年3月27日公布）。

1－2 新市条例の目的・構成

（目的）

公害の防止及び環境への負荷の低減に関し必要な事項を定め、市、事業者及び市民の協働により、現在及び将来の市民の健康と快適な生活環境の確保に資するとともに、地球環境保全に寄与することを目的とする（第1条抜粋）。

条例の構成

- 第1章 総則
 - 第1節 目的
 - 第2節 定義
 - 第3節 市の責務等
 - 第4節 事業者の責務等
 - 第5節 市民の役割
- 第2章 各主体の協働と環境保全活動の推進
- 第3章 公害の規制
 - 第1節 工場等の規制
 - 第2節 カラオケに関する規制
 - 第3節 その他の規制
- 第4章 都市生活型公害の防止
 - 第1節 自動車による公害の防止
 - 第2節 航空機騒音等の防止
 - 第3節 生活騒音及び悪臭等の防止
- 第5章 地球温暖化の防止
- 第6章 環境の保全と創造に関する協定
- 第7章 補則
- 第8章 罰則

2-1 市の責務

- 市は、市民及び事業者と協働して公害を防止し、環境への負荷の低減のために必要な施策を実施するものとする（第3条）。
- 市は、公害の原因となる物質等の排出等に関する規制その他公害防止に関する必要な規制の措置を講じなければならない（第4条）。
- 市は、公害の状況に対し適切な行政措置を行うために必要な監視、測定、調査及び検査の体制を整備しなければならない（第5条）。

2-2 事業者の責務

- 事業者は、事業活動に伴って生ずる公害を防止し、環境への負荷を低減するため、自己の負担と責任において必要な措置を講ずるとともに、第3条に規定する施策に協力しなければならない。
- 事業者は、公害を防止するため、自己の使用する施設に係る公害の発生原因となるおそれのあるものを常時監視し、適正に管理しなければならない。
- 事業者は、従業員に対し、公害の防止及び環境への負荷の低減に関する教育を計画的に実施し、その意識の向上に努めなければならない。
- 事業者は、公害関係法令及びこの条例の規定に違反していない場合においても、その事業活動に伴い、生活環境に係る紛争が生じたときは、誠意をもって解決に努めなければならない。
- 事業者は、環境の保全に関する取組の状況について地域住民の理解を深めるよう努めなければならない。

(第11条)

2-3 市民の役割

- 市民は、その日常生活において、生活環境の保全及び環境への負荷の低減に自ら努めるとともに、第3条に規定する施策に協力しなければならない（第13条）。

2-3 各主体の協働等

- 快適な生活環境の確保を図るため、市は、第3条に規定する施策を策定及び実施し、事業者は、事業活動に関する情報を提供すること等により円滑なコミュニケーションの確保に努めるとともに、市民はこれらに積極的に参画し、それぞれの責任と役割を果たしながら、自主的な取組を実践するため、相互の連携及び協働の確保に努めなければならない（第14条）。

市、事業者、市民の3者が情報共有とコミュニケーションを通じて信頼関係を築き、その相互信頼に基づいた3者の協働による公害の未然防止や環境への負荷の低減のための取組の推進が目的。

3-1 有害物質の定義

- 有害物質（第2条第4号）

カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）第2条各号に規定する物質をいう。

旧市条例では規則で直接物質名を規定していましたが、新市条例では水質汚濁防止法施行令に規定する物質に変更しました。

3-2 有害物質

- 有害物質が8項目から28項目になりました。

旧市条例

- カドミウム及びその化合物
- シアン化合物
- 有機燐化合物（パラチオン等）
- 鉛及びその化合物
- 六価クロム化合物
- 砒素及びその化合物
- 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物
- ポリ塩化ビフェニル

新市条例

- 上記8項目
- トリクロロエチレン
- テトラクロロエチレン
- ジクロロメタン
- 四塩化炭素
- 1,2-ジクロロエタン
- 1,1-ジクロロエチレン
- 1,2-ジクロロエチレン
- 1,3-ジクロロプロペン
- 1,1,1-トリクロロエタン
- 1,1,2-トリクロロエタン
- チウラム
- シマジン
- チオベンカルブ
- ベンゼン
- セレン及びその化合物
- ほう素及びその化合物
- フッ素及びその化合物
- アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
- 塩化ビニルモノマー
- 1,4-ジオキサン

3-3-1 水質の規制基準について（改正前）

1 水質汚濁防止法特定事業場（法に基づく特定施設を設置する事業場）

- (1) 有害物質（28物質）：排水基準を定める省令
- (2) その他の項目：
 - ①窒素含有量、りん含有量：排水基準を定める省令（排水量 50m^3 / 日以上のみ）
 - ②その他11項目（BOD等）：水質汚濁防止法第三条第三項の規定による排水基準を定める条例（排水量 30m^3 / 日以上のみ）
 - ③色又は臭気：府条例（排水量 30m^3 / 日以上のみ）【府条例横出し項目】

2 府条例届出事業場（府条例に基づく届出施設を設置する事業場）

- (1) 有害物質（28物質）：府条例
- (2) その他の項目
 - ①窒素含有量、りん含有量：府条例（排水量 50m^3 / 日以上のみ）
 - ②その他11項目（BOD等）：府条例（排水量 30m^3 / 日以上のみ）

3 その他の工場等（**全ての工場等**）

- (1) 有害物質：**（8物質）**
- (2) その他の項目：11項目
水素イオン濃度は排水量 10m^3 / 日以上
それ以外は排水量 30m^3 / 日以上が対象

3-3-2 水質の規制基準について（改正後）

1 水質汚濁防止法特定事業場（法に基づく特定施設を設置する事業場）

- (1) 有害物質（28物質）：排水基準を定める省令
- (2) その他の項目：①～③：改正前と同じ
- ④ 水素イオン濃度：市条例（排水量 10m^3 / 日以上 30m^3 / 日未満のみ）

【市条例横だし項目】

2 府条例届出事業場（府条例に基づく届出施設を設置する事業場）

- (1) 有害物質（28物質）：府条例
- (2) その他の項目
- ①、②：改正前と同じ
- ③ 水素イオン濃度：市条例（排水量 10m^3 / 日以上 30m^3 / 日未満のみ）

【市条例横だし項目】

3 その他の工場等

（1, 2以外の工場等（水素イオン濃度のみ一部全ての工場等））

- (1) 有害物質：28物質（排水基準を定める省令を準用。）
- (2) その他の項目：水素イオン濃度とノルマルヘキサン抽出物質含有量のみとする。

水素イオン濃度は排水量 10m^3 / 日以上

ノルマルヘキサン抽出物質含有量は 30m^3 / 日以上が対象。

4-1 屋外作業における騒音等の防止

- 工場等の設置者は、屋外において資材等の積卸し、運搬用機器及び建設機械の使用、自動車の運行等騒音及び振動を伴う作業を行う場合は、騒音及び振動のより少ない機器の使用や作業方法への変更、防音設備の設置、作業時間の配慮、作業を行う者への教育及び指導等を行うことにより、騒音及び振動による公害の防止に努めなければならない。（第20条第1項）
- 工場等の設置者は、屋外において吹付塗装、研磨、粉碎等粉じんを発生させ、又は飛散させる作業を行ってはならない。ただし、飛散防止のための措置が講じられ、粉じんが飛散しない場合は、この限りでない。（第20条第2項）

開放型事業場に関する努力義務を新たに規定しました。

4-2 事故時の措置

- 工場等の設置者は、事故により当該工場等から公害の原因となる物質を発生させた時は、応急措置を講ずるとともに、事故の復旧に努めなければなりません。
- 工場等の設置者は、当該事故の状況等を市長に報告しなければなりません。
- 市長は、応急措置を講じていないと認める時は、措置を講ずべきことを命ずることができ、その命令に違反した場合は罰則規定があります。

(第24条要約)

4-3-1 公害防止担当者の設置

- 公害防止責任者から公害防止担当者に名称が変わりました。
- 旧市条例で規定していた資格要件はなくなりました。
- 公害防止担当者を選任し、又は変更したときは、その日から30日以内に届出が必要となります。
(第28条、第29条要約)

既に選任されている公害防止責任者については、新たに届出をしなくても公害防止担当者として引き継がれます。

4-3-2 公害防止担当者の役割

- 公害の防止及び公害防止の施設等の維持管理に努めること。
- 必要に応じて公害防止の状況を市長に報告すること。
- 必要に応じて市が行う講習会等に参加すること。

(条例第28条要約)

4-4 検査済表示板の掲示の義務

- 特定工場等を設置する場合は、許可を受ける必要があります。
- 許可にかかる工事が完了した際は、検査申請書を提出しなければなりません。
- 市長は、検査の結果、上記申請が許可の内容、条件に適合しているときは、検査済証を交付します。
- 検査済証の交付を受けた者は、検査済表示板を、当該特定工場等の見やすい場所に掲示しておかなければなりません。この規定に違反した場合は罰則規定があります。

(第31条、第61条要約)

5 環境の保全と創造に関する協定

- 公害防止協定を新たに環境の保全と創造に関する協定として規定します。
- 協定締結項目として、騒音・振動等の協定基準の他に、積極的な取組として、地球温暖化や環境マネジメントシステム、地域住民との協働、定期的な報告といった項目から選択できるようになりました。
- 環境に配慮したモデル工場として、新協定を締結または移行いただいた工場については、八尾市ホームページへの工場名の掲載等を検討しています。
- 上記の他、自主的な取組が他の事業者の規範となるようなものについては、ホームページ等で紹介することを検討しています。

(第55条要約)

6-1 自動車による公害の防止

- 自動車の使用抑制
- エコドライブ（自動車から発生する排出ガス等を最小限に留めるための適切な運転）の推進
- 低公害車の購入等
（条例第49条、第50条、第51条要約）

自動車から排出される窒素酸化物等の大気汚染物質の減少につなげ、大気汚染防止対策に対する努力規定を新たに規定。

6-2 生活騒音及び悪臭等の防止

- 市民は、日常生活に伴って発生する騒音、悪臭等により、周辺の生活環境を損なうことのないように配慮しなければならない。
(第53条)

市民の日常生活に伴って発生する騒音、悪臭等について、市民の配慮義務として新たに規定。

6-3 地球温暖化の防止

- 温室効果ガスの排出の抑制を新たに規定
 - 省エネルギーの推進を図るため、エネルギーを効率的かつ合理的に利用するとともに、省エネルギー機器への転換を積極的に行うこと。
 - 温室効果ガスの排出量のより少ない製品を選択すること。
 - 廃棄物の発生の抑制、再使用及び再生利用その他資源の有効な利用を行うこと。
 - 再生可能エネルギーの優先的な利用を行うこと。
- (条例第54条要約)

市、事業者及び市民の地球温暖化防止対策に対する努力規定を新たに規定。

7 環境影響評価

- 旧市条例で規定していた環境影響評価に係る項目を削除し、新たに「八尾市環境影響評価条例」を制定しました。
- 平成30年3月27日に公布、平成30年10月1日に施行しました。